

年金加入期間等報告書

年 0 1

下記のとおり、報告します。 愛知県都市職員共済組合 理事長 様				組合員証	記号	6	番号	
令和 年 月 日				フリガナ				フリガナ
基礎年金番号				氏名		旧姓		
資格取得年月日		令和 年 月 日		生年月日	昭和 平成 年 月 日		性別	男 女

年金制度	ア 国民年金（免除・猶予（学生納付特例を含む）、被扶養配偶者を含む）
	イ 第1号厚生年金（ウ、エ、オ以外） ウ 第2号厚生年金（国家公務員共済組合）
	エ 第3号厚生年金（地方公務員共済組合）（地方職員・市町村・指定都市・都市職員、公立学校、警察）
	オ 第4号厚生年金（私立学校振興・共済事業団） カ 未納・未加入、その他（裏面参照）

1. 公的年金制度の加入歴について

年金加入期間 (履歴順に切れ間なく記入してください。)	年金制度 (上表より選択の上、該当するものを○で囲んでください。)			資格取得年月日			資格喪失年月日 (退職日の翌日)			勤務先等	共済組合名 (ウ、エのみ)
	ア	イ	ウ	昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		
				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		
				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		
				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		
				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		
離婚時／被扶養配偶者 みなし被保険者期間				昭和	平成	年 月 日	昭和	平成	年 月 日		
				令和	令和	年 月 日	令和	令和	年 月 日		

2. 上記の期間でウ、エ、カが支給する老齢（退職）または障害を支給事由とする年金について、 受給権がある（全額支給停止中や請求中を含む。）場合のみ記入してください。

年金の種類 (該当する年金の種類を○で囲んでください。)
老齢（退職） 障害

次の書類も併せて提出してください。

- ① 年金受給権者再就職届書（組合員用）
- ② 該当の年金証書（原本）

※ 直近に加入していた共済組合が「愛知県都市職員共済組合」の場合は②は不要です。

年金加入期間等報告書の記入の際は、裏面をご覧ください。

- 1 「年金加入期間」欄には、愛知県都市職員共済組合の組合員となるまでの年金制度の加入期間等について、制度の種類ごとに、かつ、履歴順に次により記入してください。

なお、年金加入期間が確認できる別紙（日本年金機構発行「被保険者記録照会回答票」など）を添付する場合は、「年金加入期間」欄の記入を省略できます。

 - (1) 「年金制度」欄は、該当する年金制度を○で囲んでください。

なお、いずれの年金制度にも加入していない場合、もしくは加入していたが納めていない期間がある場合は、「カ」（未納・未加入、その他）を○で囲むとともに、「勤務先等」欄にそれぞれ「未納」、もしくは「未加入」と記入してください。

また、旧農林漁業団体職員共済組合法、旧公共企業体職員等共済組合法の適用を受けていた期間については、「カ」（未納・未加入、その他）を○で囲むとともに、これらの法令の名称を「勤務先等」欄に記入してください。
 - (2) 国民年金の第1号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に、例えば、「学生」、「フリーター」「自営業」、「パート」、「無職」等と記入してください。
 - (3) 国民年金の第3号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に「被扶養配偶者」と記入してください。
- 2 出向等により退職することなく他の地方公共団体の職員となった場合には、その出向等の翌日をそれぞれ前の勤務先の「資格喪失年月日」欄及び後の勤務先の「資格取得年月日」欄に記入するとともに、共済組合の名称を記入してください。
- 3 離婚時／被扶養配偶者みなし被保険者期間がある場合は、第1号改定者（元配偶者）が離婚分割期間中に勤務していた勤務先と加入していた共済組合名を記入してください。
- 4 「年金加入期間」欄等が不足する場合は、この用紙をコピーして、記入してください。
- 5 「年金期間期間」でウ、エ、カが支給する老齢（退職）または障害を支給事由とする年金の受給権（請求中を含む。）がある場合は、該当する年金の種類を○で囲んでください。

参考

- 1 厚生年金の被保険者は、次の4種類に区分されています（厚生年金保険法第2条の5第1項）。
 - ア 第1号厚生年金被保険者
次のイからエまでに該当しない厚生年金被保険者が該当します。
 - イ 第2号厚生年金被保険者
国家公務員共済組合の組合員が該当します。
 - ウ 第3号厚生年金被保険者
地方公務員共済組合の組合員が該当します。
 - エ 第4号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済組合制度の加入者が該当します。
- 2 国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています（国民年金法第7条第1項）。
 - ア 第1号被保険者
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次のイ及びウに該当しない方が該当します。
 - イ 第2号被保険者
厚生年金保険の被保険者や公務員の共済組合の組合員（私立学校共済の加入者を含みます。）が該当します。
 - ウ 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人が該当します。
- 3 離婚時／被扶養配偶者みなし被保険者期間とは、離婚時の年金分割を行った期間です。